

資料2

国立大学法人評価委員会
 大学共同利用機関法人分科会
 業務及び財務等審議専門部会
 (第15回) H21.8

財務諸表承認及び剰余金の繰越承認スケジュール (案)

	財務諸表の承認	剰余金の繰越承認
6月 末	● 各大学から財務諸表の提出	
7月初旬	・ 事務局における確認 ↓	・ 事務局における確認 ↓
8月中旬	○8月10日～19日 国立大学法人評価委員会 業務及び財務等審議専門部会 (持ち回り委員会) ＜財務諸表の承認及び剰余金の繰越承認に対する意見聴取＞	
	○8月20日～25日 国立大学法人評価委員会大学共同利用機関法人分科会 業務及び財務等審議専門部会 (持ち回り委員会) ＜財務諸表の承認及び剰余金の繰越承認に対する意見聴取＞	
9月上旬		○財務省協議 ↓
(時期未定)	● 財務諸表承認	○財務省協議終了 ● 剰余金繰越承認

(注) 財務諸表の承認は、財政当局との協議事項とはされていないが、剰余金の繰越承認は、協議事項とされているため、大臣承認は当該協議が整い次第となる。